

インテリアプランナーのインテリア設計例 ④

- レディースクリニックの待合室等のインテリア空間について、限定的にインテリアプランナーが独自にインテリア設計を行った例です。
- ゆるやかで優しく、楽しい元気な気持ちを具現化するデザインをイメージし、的確で明確な医療方針に呼応するサロンクリニックを目指して設計されています。

さいたまレディースクリニック

Saitama Ladies Clinic  
クリニック

Planner 西尾 敏靖 (株式会社 240 design studio)  
施設名: さいたまレディースクリニック  
所在地: 埼玉県さいたま市大宮区仲町 1-54-3 ビジョンナリーⅢ 6階  
完 成: 2013年8月



首都圏北部ターミナルの大宮駅に隣接する医療施設である。不安で複雑な思いになりがちな気持ちを断ち切るために、単純な思考を試みた。そして、孤立しがちな気持ちを勇気づけフォローする形をイメージし、暗くなりがちな思いを楽しい気持ちにするカラースキームを考えた。ゆるやかで優しく、楽しい元気な気持ちを具現化するデザインをイメージし、的確で明確な医療方針に呼応するサロンクリニックとした。

- 1 2 フォトアートのある待合室 3 樹木を壁面にデザインした受付カウンター
- 4 明るい色調とフォトアートが安心感を与える診察室 5 緑に迎えられるエントランス



レイアウトプラン



待合室スケッチ



廊下スケッチ



5

## No. 12

## 室内環境

光環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。(H24-No. 3)

1. 昼光率は、室内表面の反射率とは無関係である。
2. 目が明るさの変化への順応に要する時間は、明順応より暗順応のほうが長い。
3. 立体に光をあてて表面に陰影をつけることによって、立体感を出すことをモデリングという。
4. 照度が同じであっても、光を受けている面の反射率が変わると、目を見た明るさの感覚は変化する。

## No. 12 解説

1. 不適当。昼光率は、全天空照度と室内のある1点の水平面照度との比である。室内表面の反射率は、昼光率を決める要素の一つであることから、昼光率と反射率は関係がある。
2. 適当。明るさの変化への対応を「順応」といい、光量の多い環境から少ない環境へ変化した場合に徐々に視力が確保されることを「暗順応」というが、逆の変化の場合の「明順応」より時間がかかる。
3. 適当。記述のとおり。光の量や光の方向は、物の見え方や室内の環境を左右する。
4. 適当。照度が同じであっても、内装材の表面が白色に近く光沢があるほど、光の反射率が大きくなるため、明るさを強く感じる。逆に、表面が黒く光沢がないほど、反射率が小さく、暗く感じる。

解答 1

## No. 13

## 室内環境

音環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。(H24-No. 4)

1. 平均吸音率が等しい場合、室の残響時間は、室容積に比例し、室内表面積に反比例する。
2. 多孔質材料の吸音率は、一般に、低音域の音より高音域の音のほうが大きい。
3. 同じ厚さの一重壁の音響透過損失は、一般に、壁体の単位面積当たりの質量が大きいほど大きい。
4. 建築物の室間音圧レベル差の遮音等級におけるDr-50は、Dr-60に比べて遮音性能が高い。

## No. 13 解説

1. 適当。残響時間を求めるセイビンの式では、室容積  $V[m^3]$ 、室内の平均吸音率  $\alpha$ 、室内の表面積  $S[m^2]$  としたとき、残響時間  $T[sec]$  は、 $T=0.161 \cdot V/(\alpha \cdot S)$  で表される。
2. 適当。多孔質材料とは、グラスウールやロックウールに代表される、繊維に多数の隙間や連続気泡がある材料をいい、音すなわち空気の振動を材料内部に吸い込み、熱エネルギーに変換させることにより吸音する。そのため、特に振動数が大きい高音域の音に対する吸音率が高い。
3. 適当。音響透過損失は、材料に入射する音と透過する音の強さの差で、遮音性能を表す。音響透過損失は、材料の密度が大きいほど、材料の厚さが厚いほど、音の周波数が大きい（高音）ほど大きくなる。
4. 不適当。遮音性能は、D 値（空気音の遮音を表す数値）で表され、JIS（日本工業規格）にて等級が定められており、等級の数値が大きいほど遮音性能が優れている。Dr 値は実際に必要とされる遮音性能（設計目標値）を表し、設計時はこの値に基づいて構成部材・工法を選定する。

解答 4

参考練習問題

No. 177

建築基準法

避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、避難上の安全の検証及び国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。(H26-No. 21)

1. 病院において、両側に居室がある患者用の廊下の幅を、手すりの幅の 10 cm を含めて 1.6m とした。
2. 映画館の客用に供する屋外への出口の戸を、外開きとした。
3. 5 階建の百貨店で、5 階部分に 1,000m<sup>2</sup> の売場を有するものに、避難の用に供することができる屋上広場を設けた。
4. 1 階を避難階とする劇場で、避難階以外の階を客席の用途に供する部分を有するものに、その階から避難階に通ずる 2 以上の直通階段を設けた。

No. 178

建築基準法

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けていないものとし、また、避難上の安全の検証は行っていないものとする。(H21-No. 22)

1. 主要構造部を耐火構造とした劇場の客席部分は、その床面積の合計にかかわらず防火区画しなくてもよい。
2. 主要構造部を準耐火構造とした 3 階建、延べ面積 180m<sup>2</sup> の一戸建の住宅の階段の部分については、当該部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
3. 1 階及び 2 階を物品販売業を営む店舗（当該用途に供する部分の床面積の合計が 5,000m<sup>2</sup>）とし、3 階以上の部分を事務所とする 10 階建の建築物においては、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
4. 老人福祉施設の用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

No. 179

建築基準法

居室の採光に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、いずれの居室も地階にはないものとする。(H23-No. 22)

1. 住宅における床面積 10m<sup>2</sup> の寝室には、採光のための窓を設け、その採光に有効な部分の面積を 1.5m<sup>2</sup> とした。
2. 専修学校における床面積 90m<sup>2</sup> の教室には、採光のための窓を設け、その採光に有効な部分の面積を 8m<sup>2</sup> とした。
3. 寄宿舎における床面積 7.5m<sup>2</sup> の寝室には、採光のための窓を設け、その採光に有効な部分の面積を 1.2m<sup>2</sup> とした。
4. 地域活動支援センターにおける床面積 30m<sup>2</sup> の職員事務室には、採光のための窓を設け、その採光に有効な部分の面積を 2m<sup>2</sup> とした。